

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災された お客さまに対する電気料金の特別措置について

2025年8月5日
北陸電力株式会社

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象（2025年7月30日時点）

災害救助法が適用された以下の地域

【静岡県】沼津市、伊東市、富士市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町

※上記以外の市町村で災害救助法に適用された場合または「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

特別措置の適用には、申込書および罹災証明書等をご提出いただく必要があります。

<電気料金の支払期日延長>

2025年6月分(2025年7月30日以降に支払期日を迎えるものに限ります。)、7月分、8月分および9月分の電気料金について、支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

<不使用日の基本料金割引>

災害時から引き続き全く電気を使用されなかった場合、2026年1月末までに限り、1日あたり基本料金を4%割引いたします。

<使用不能設備の基本料金免除>※低圧のお客さまのみ

被災された建物等の電気設備の一部が一時的に使用不能となった場合は、2026年1月末までに限り、その使用不能設備相当分の基本料金を免除いたします。

<工事費負担金相当額等の免除>

2026年1月末までに以下のいずれかのお申込みをされた場合、工事費負担金等相当額を免除いたします。

- ・被災された建物等の電気のご契約を廃止された地点で、廃止時点の契約容量または契約電力を超えずに新たに電気をご使用されるお申込み
- ・被災された建物等の再建に用いる臨時電灯または臨時電力のお申込み

※高圧のお客さまのみ

- ・被災された建物等の再建のための計量器・引込線等の移設のお申込み

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0120-418969

<月～金曜日 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)>

以上